

平成24年第2回蓬田村議会定例会会議録（第3号）

開 会 平成24年6月 7日

閉 会 平成24年6月13日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第3日（6月13日）

出席議員 8名

1番	久 慈 修 一 君	2番	藤 田 修 一 君
3番	森 弘 美 君	4番	坂 本 豊 君
5番	久 慈 省 悟 君	6番	青 木 倉 元 君
7番	山 舘 清 剛 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	古 川 正 隆 君
教 育 長	八 戸 良 幸 君
会 計 管 理 者	坂 本 亮 君
総 務 課 長	濱 田 亮 君
税 務 課 長	越 田 茂 弘 君
住 民 課 長	山 谷 美 代 子 君
健 康 福 祉 課 長	佐 井 邦 彦 君
教 育 課 長	坂 本 勝 教 君
産 業 振 興 課 長	坂 本 勲 君
建 設 課 長	柿 崎 真 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 川 誠 治 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	芳 賀 作 君
---------	---------

会議で定められた会議録署名議員の氏名

3 番 森 弘 美 君

4 番 坂 本 豊 君

議事日程（第3号）

- 第 1 議案第27号 蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案
- 第 2 議案第28号 蓬田村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第29号 蓬田村村営住宅条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第30号 第3次蓬田村総合計画策定の件
- 第 5 議案第31号 平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第3号）案
- 第 6 議案第32号 平成24年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案
- 第 7 議案第33号 平成24年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
- 第 8 議案第34号 平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案
- 第 9 議案第35号 平成24年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案
- 第10 議案第36号 平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
- 第11 発議第 1号 こころの健康基本法の制定を求める意見書案
- 第12 議員派遣の件
- 第13 次期会議の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

午前9時58分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 6月7日開催の蓬田村議会定例会において、報告第4号平成23年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）の中で、個人名を出した答弁がありましたので個人名の削除をお願いいたします。

○議長（木村 修君） お諮りいたします。ただいま総務課長より発言がありましたが、個人名については議事録より削除したいというふうに思いますが、これに対してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） 異議なしと認めます。それでは、個人名を削除することにいたします。

日程第1 議案第27号 蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第1、議案第27号蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 議案第27号蓬田村課設置条例の一部を改正する条例。

次のページをお願いいたします。次のページの真ん中でございます。別表、住民課住民班中第11号を削る。これは外国人登録事務がなくなりましたのでそれを削ったものでございます。あとは順次、号については繰り上げをするということでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第28号 蓬田村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案

○議長(木村 修君) 日程第2、議案第28号蓬田村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(山谷美代子君) それでは、お答えいたします。

議案第28号蓬田村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

提案理由は、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例の整備を図るため改正するものであります。例規整備の改正箇所の主なポイントについてであります。まず次のページを1ページ目をお開きください。第2条第1項関係でございます。3行目です。この項の改正では外国人住民の住基法適用対象追加及び該当法の廃止に伴い第2条第1項第2号を削ることになりますが、同項に規定されている号が1号のみとなるため同項1号の規定を本文中で規定することとしております。

次のポイントは第3条第2項第1号及び第2号関係でございます。6行目のあたりをござらんください。この項の改正では外国人住民の通称を用いた印鑑を可能としております。次のポイントは第3条第3項関係でございます。これは新設です。11行目になります。この項では非漢字圏の外国人の住民について住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名標記またはその一部を組み合わせたものであらわされている印鑑の登録を可能としております。その他、新設として6条では2ページ目お開きください。1行目の7号、4行目の2項、6行目の3項が追加されました。11条では11行目の5号が追加されております。なお、この条例は平成24年7月9日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第29号 蓬田村村営住宅条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第3、議案第29号蓬田村村営住宅条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 議案第29号蓬田村村営住宅条例の一部を改正する条例案。この改正案は公営住宅の建設に伴い新団地を設置するため提案するものでございます。

別表を次のように改める。3枚目をお開き願います。別表ですが、従来は名称「宮本団地」、位置「蓬田村大字蓬田字宮本」1団地でしたが、今回これに「よもっと団地、蓬田村大字阿弥陀川字汐干」を加えたところでございます。

この条例は平成24年6月1日から適用します。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。1番久慈修一君。

○1番（久慈修一君） よもっと団地と名づけたわけですが、これを命名した経緯について少しご説明願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） この経緯でございますけれども、これは教育委員会を通してお願いいたしまして、蓬田小学校の生徒と蓬田中学校の生徒102人をお願いしたところ102人の方が応募してくれました。その中から我が蓬田村役場職員の若い職員がこの中からよもっと団地というものを選んだわけでございます。以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第30号 第3次蓬田村総合計画策定の件

○議長（木村 修君） 日程第4、議案第30号第3次蓬田村総合計画策定の件を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 議案第30号第3次蓬田村総合計画策定の件についてご説明いたします。

前の計画は平成13年に策定され平成22年度で終了しています。そこで、総合的かつ計画的な行政運営を図るため新たに総合計画を策定したいので、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第2表の規定により議会の議決を求めるものであります。なお、この計画の期間は10年間であります。平成33年度までとなっております。この計画の内容については省略させていただきます。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論ないようですから、討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君

の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第31号 平成24年度蓬田村一般会計補正予算(第3号)案

○議長(木村 修君) 日程第5、議案第31号平成24年度蓬田村一般会計補正予算(第3号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(濱田 亮君) 議案第31号平成24年度蓬田村一般会計補正予算(第3号)。

これは歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,329万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ23億2,231万7,000円とするものです。

総務課関係の主なるものを説明いたします。歳出の11ページをお願いいたします。総務費総務管理費の財産管理費、この中の15節工事請負費、これは役場庁舎前の舗装している駐車場が壊れていますのでそれを修理するものでございます。大体約80平方メートル分の予定でございます。次に7目の自動車管理費と10のコミュニティバス運行費でございますが、これはコミュニティバスだけではなく普通のスクールバスのほうにもパートの運転手に乗ってもらうため自動車管理費の中に一本化したものでございます。次に18ページをお願いいたします。消防費非常備消防費の15節1,515万5,000円、これは難聴地域解消のため増設を予定していた箇所を今年度中に完了するため計上したものでございます。4基分でございます。

その他の総務課関係は4月の人事異動に伴う人件費等の入れかえでございます。以上です。

○議長(木村 修君) 次に税務課長。

○税務課長(越田茂弘君) 税務課の関係ですけれども、11ページ、お願いします。税務総務費、給料を初めとした人件費の減額に伴う、申しわけありません、増額に伴い28万5,000円を補正いたします。以上です。

○議長(木村 修君) 次に健康福祉課長。

○健康福祉課長(佐井邦彦君) それでは、ご説明いたします。12ページ、お聞きください。下のほうの3款民生費1項社会福祉費のその2の給料から次のページの19の負担

金までは4月の人事異動による人件費の削減分であります。

それでは、次のページ、お聞きください。一番下のほうの5目社会福祉施設費のところの最初に13の委託料費であります。相談支援機能強化事業委託料32万円ですけれども、これは当初ことしから始まりました新しい事業でありまして、当初予算組んだときに明確ではなかった分がはっきりした額で出まして、その不足分であります。続きまして障害福祉サービス審査集計のシステム保守委託料ですけれども、ことしから、今年度から障害福祉サービス事業が新しくなりましてその審査集計システムの保守委託料であります。続いて18の備品購入費ですけれども、同じく障害福祉サービスが新しくなったことによりまして審査システムのソフト料であります。

次のページをお願いします。4款衛生費の13の委託料ですけれども、子宮頸がん等ワクチン予防接種の委託料133万9,000円です。これは昨年度から始まった子宮頸がんの予防接種の事業の対象者が小学校6年生と中学校3年生なんですけれども、今年度に限りまして高校2年生と高校3年生の分も予防接種させるというための委託料であります。その下の負担金補助金交付金ですけれども、これは助成金28万7,000円なんですけれども、これは既に払ってしまった人のための償還払い分を助成する予算であります。以上です。

○議長（木村 修君） 次に住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） 住民課関係は4月の人事異動に係る給与などを整理した物です。12ページから13ページをお聞きください。3款1項1目28節、金額減の11万8,000円、3款1項2名28節、金額が減の32万8,000円、内容は説明事項のとおりでございます。以上です。

○議長（木村 修君） 次に農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大川誠治君） 農業委員会の予算について、14ページをお聞き願います。4月の人事異動による職員の給料等の減と、15ページ、7賃金パート賃金1名分を予算計上しております。以上でございます。

○議長（木村 修君） 次に産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 産業振興課関連をご説明いたします。歳入でございます。8ページをお聞き願います。上から11款分担金及び負担金1の負担金の1の農業振興費負担金21万円を計上しております。これはライスセンターシステム使用料の負担金として農協からの負担金を見込んでおります。続きましてその下の下になります。15款財産

収入2の財産売り払いの中で立木伐採売り払い収入787万5,000円を見込んでおります。これは後ほど歳出のほうでご説明させていただきます。

続きまして歳出になります。15ページをお開き願います。下から2段目の3の農業振興費になります。14の使用料及び賃借料178万5,000円、これはライスセンターシステム使用権の使用料として178万5,000円をシステムの更新として以降3年間を見込んでことしの初年度に当たります。その下の16の原材料2万3,000円、新品種トマト苗購入費2万3,000円を見込んでおりますが、プチプヨミニトマトの苗代として189円を120本購入いたしまして農協、あと3農家のほうに試験的に植えてもらうものでございます。

続きまして16ページをお開き願います。2段目の6款農林水産業林業費林業総務費の19負担金補助及び交付金787万6,000円、これは分収造林の間伐材の交付金として蓬田地区の部分林組合に、さっきの森林管理所から入札が終わりまして官2民8、これに村は入っていません、2・8の割合で蓬田の部分林に振り込む予定です。続きまして下段の6の3の水産業1の水産費19の負担金96万円の減額をしております。ホタテ稚貝地まき放流補助金、これに関しましては23年度9月から24年の3月まで23年度中に地まき放流をした結果、24年度における地まきの場所がもうなくなったということで過密状況になる前に24年度については減額するということになります。

続きましてその下段の1の需用費9万5,000円の修繕費用、これは瀬辺地のカゴ洗浄施設のトイレの補修になります。続きまして下段の7の商工費、これも3の観光費の11の修繕費用5万8,000円を見込んでおりますが、玉松海水浴場の浄化槽のふたの腐食による補修工事といたしまして5万8,000円を見込んでおります。以上です。

○議長（木村 修君） 次に建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 建設課関係の主なものについてご説明させていただきます。

17ページ、お開き願います。下段の土木費の2目除排雪費ですけれども、構造物破損補償費といたしまして139万2,000円を計上しております。

18ページ、お開き願います。上段住宅管理費に委託料59万9,000円、工事請負費1,299万2,000円を計上しておりますが、これは宮本団地の補修費に不足額が生じたため、計上したものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） 次に教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） それでは、教育委員会関係の主な補正を説明します。19ページ、お開き願います。

中ほど、10款教育費2項小学校費1目学校管理費11節の需用費⑥修繕料です。242万2,000円、これは小学校の機械室防水改修工事です。雪解けとともにちょっと水が天井ににじんできて、それで床にぼたぼたというふうな感じで落ちています。その関係で199万5,000円です。そのほかは鉄棒の曲がった修理、それからバスケットゴールが上から降りてくるようになってはいるんですけども、それが動かなくて下りてこない。それから野球のボールが道路に出ていかないようにフェンス、応急ネットを回しているんですがそれも雪の重みで折れ曲がってしまった。これらの修理を全部合わせて242万2,000円を補正するものでございます。

その下、3項の中学校費です。これも11節の⑥修繕料60万3,000円、これは体育館の照明3カ所つかないということで修理するもの、それが12万円、それから外にあるLPガスを入れている収納庫があるんですがその扉、アルミ製でできている扉でこれも雪の雪害だと思います。それで火災保険の申請も出しておりますけれども、それが26万円、それから体育館の外壁5カ所に穴があきましてそれも氷の固まりのせいだと思います、22万円。これも火災保険の申請を出しております。

次のページをお願いします。5項社会教育費そして2目公民館費です。これも修繕料で軒が折れた、公民館の増築した部分、海側のほうに陶芸の窯を入れるために増築した部分があるんですが、そこが雪の重みで軒が壊れた。25万7,000円です。その下、ふるさと総合センター、これも修繕料です。駐車場に街路灯を電気を配る配電盤があります。1メートル30センチメートルぐらいの高さのFRPでできている箱、その箱の中には電線が入っているんですけども、その箱が雪の重みと、除雪は直接関係ないと思うんですが、まず雪の重みで斜めに倒れた、それを修理するものでこれが63万円です。それから文化伝承館、体育館講堂のほうのひさしが雪の重みで折れているということで14万1,000円です。

それからその下、6項の保健体育費保健体育総務費のこれも修繕料、総合運動場陸上競技場のところに古い建物で管理棟があるんですが、その軒がまた折れてしまった。45万円です。その下、玉松台スポーツガーデン管理費玉松台整備工事費45万円、これは当初予算で429万円、県からの補助金で整備するものです。その補助の枠が45万円ふえたということで45万円を増額して当初の予算と合わせて474万円で玉松の台上とその周辺を整備するというものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。1番久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 9ページ、お願いします。9ページは19款諸収入雑入です。この中に保険収入1の保険収入がございます。自動車等損害賠償保険金567万3,000円というのは、この内訳をお願いします。説明願います。

○議長（木村 修君） 暫時休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 説明いたします。

伝承館の講堂の軒が14万700円、それから管理棟の屋根が44万9,400円、それから瀬辺地漁港カゴ洗浄施設のトイレが9万4,395円、それから小学校施設でございます。これは521万5,738円となっております。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論終わります。

これより議案第31号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第32号 平成24年度蓬田村学校給食センター特別会計補正
予算（第1号）案

○議長（木村 修君） 日程第6、議案第32号平成24年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 議案第32号学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案についてご説明いたします。

〔テープその1 A面からB面へ〕

7万1,000円を追加するものです。これは4月の人事異動による人件費の異動でございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第33号 平成24年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）案

○議長（木村 修君） 日程第7、議案第33号平成24年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） ご説明いたします。議案第33号平成24年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

総額から歳入歳出それぞれ11万8,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ4億5,534万4,000円となります。5ページと6ページのとおり、これは人事異動に伴う人件費の補正でございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第34号 平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算
(第1号)案

○議長(木村 修君) 日程第8、議案第34号平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(柿崎真人君) 議案第34号平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)。平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は6ページお開き願います。一般管理費、これは人件費の増減に伴い20万円4,000円を減額したものであり、予算総額を1億639万円とするものでございます。以上です。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

た。

日程第9 議案第35号 平成24年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案

○議長（木村 修君） 日程第9、議案第35号平成24年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） 議案第35号平成24年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

総額に歳入歳出それぞれ2万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ3億7,994万8,000円となります。これも5ページ、6ページのとおり、これも人件費、人事異動に伴う人件費の補正でございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第36号 平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

○議長（木村 修君） 日程第10、議案第36号平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） お答えします。

議案第36号平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

総額から歳入歳出それぞれ35万3,000円を減額して、総額を歳入歳出それぞれ8,754万1,000円となります。これも5ページ、6ページのとおりで、これは人事異動に伴う人件費の補正でございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第36号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第11 発議案第1号 こころの健康基本法の制定を求める意見書案

○議長（木村 修君） 日程第11、発議案第1号こころの健康基本法の制定を求める意見書案を議題といたします。

提出者の坂本 豊君より説明を求めます。坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） こころの健康基本法制定を求める意見書案についてご説明をいたします。

心身の健康は一人一人の国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものです。しかし、現在の我が国は年間自殺者3万人にも上り320万人を超える方々、つまり国民の40人に1人以上が精神疾患のために医療機関を受診しているという数字に代表されるように国民の心の健康危機といえる状況にあります。引きこもり、虐待、路上生活など多くの社会問題の背景にも心の健康の問題があると癒えます。しかし、日本における精神保健医療福祉のサービスの現状はこうした心の健康についての国民ニーズに応じられるものではありません。世界保健機関（WHO）は病気が命を奪い生活を傷

害する程度を表す総合指標（障害調整生命年DALY）を開発し、政策における優先度を表す指標として提唱していますが、この世界標準の指標により先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになりました。

精神疾患はそれに続くがんと循環器疾患と合わせて3大疾患の一つと言えます。（WHO命と生活障害の総合指標による）欧米ではこの指標に基づいて国民の健康についての施策が進められていますが、日本ではそうした重要度にふさわしい施策がとられていません。心の健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展の活力ある社会を実現するには心の健康を国の重要施策と位置づけ総合的で長期的な施策をすることが必要です。

よって、蓬田村議会は国会及び政府に対しその重要性にふさわしくすべての国民を対象とした心の健康についての総合的で長期的な政策を保証する心の健康基本法の制定を強く求めます。

以上、何とぞ慎重審議の上原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（木村 修君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより発議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議員派遣の件

○議長（木村 修君） 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員各位に配付しております議員派遣のとおり、議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、会議、研修、陳情等について議員を出張派遣させたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認め、議員派遣の件は承認することに決定しました。

日程第13 次期会議の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

○議長（木村 修君） 日程第13、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件を議題といたします。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を付託することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

閉会するに当たり、村長よりあいさつをお願いいたします。村長。

○村長（古川正隆君） 本定例会に提案いたしました全議案について可決していただきましてありがとうございました。

今後とも議員の皆様方にはご指導ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） これをもちまして平成24年第2回蓬田村議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦勞さまでございました。

午前10時51分 閉会

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員